

権利擁護としての意思決定支援

障害者自立支援法の後継として、本年 6 月 20 日に成立し、来年度より順次施行される「障害者総合支援法」ではサービス実施事業者や相談支援事業者に、「意思決定支援に配慮すること」が位置付けられ、また法の施行後 3 年以内に意思決定支援の在り方を検討することが附則に盛り込まれた。そこで、本稿において、「意思決定支援」について考えてみる。

例えば、一定の資産を持ちながら、ゴミ屋敷になってしまった自宅で生活をしている方がいる。支援者側からみると財産管理や生活支援を必要と考えるが、障害のある本人がそれを拒否している場合がある。このような方に対して、福祉の支援者は、概ね本人の意思を尊重するとし、財産管理や生活支援に取り組むことなく、経過を見守りながら、本人の意向が変わるのを待ちながら、直接的に財産搾取などの被害を受けたり、日常生活を営めなくなってしまうまで介入をしないという立ち位置を取ることが多い。

他方、弁護士や司法書士などの法律家は、本人の財産等を守るために、本人を強く説得して成年後見制度などにつなげるなどの積極的介入を初期段階から行う傾向がある。福祉の支援者からみると、法律家の支援はやや強引な印象を受け、一方、法律家の立場からは福祉の支援者の支援は手ぬるく見える。このように、どちらも本人の権利を守ろうとしてはいるが、その方法論には大きな違いがある。知的障害等により先を見通しながら生活することが困難な方に対して、支援機関が積極的に介入して、ゴミ屋敷になった家を綺麗にし、そこで実際に生活してもらっても、必ずしも「こっちの方が良い」という反応が期待できるとは限らない。こうした場合、その方の意思をどのように汲み取るべきか心もとない。

スウェーデンでは、コンタクトパーソンといわれる、本人から指名されて友人兼助言者の役割を担う人が権利擁護制度の中に位置づけられている。コンタクトパーソンは、日常のさまざまな場面で利用者に助言をしたり、その代弁したりしているという。

また、イギリスには、意思能力法（=Mental Capacity Act 2005）にある「ベスト・インタレスト（=Best Interest 最善の利益）」原則という考え方がある。この法律では障害を問わず、全ての人には判断能力があるとする「判断能力存在の推定」原則を出発点とし、できる限り自己決定を実行できるような法的枠組みの構築を目指している。

この法律には、本人の意思決定を支援したり、本人の意思や利益を代弁してくれる家族や友人がない場合に、そうした人々の権利擁護のために「第三者代弁人（=IMCA: (Independent Medical Capacity Advocate)）」サービスが用意されている。「第三者代弁人」は、本人に代わってサービス提供者（具体的には、健康サービスの給付については国営の医療サービス事業である国民保健サービス（National Health Service）、社会保障サービスの給付については地方自治体（local authority））に対して、当該状況における「ベスト・インタレスト」を表明する。そのために「第三者代弁人」は、本人と個人的に面談し、また、健康サービスや社会保障サービスの受給記録を見たり、本人の介護や治療に関わっている人々や、さらに本人の希望、感情、価値観や信条などについて意見を言ってくれそうな立場にある人に相談してセカンドオピニオンを得

ることなどが求められている。この他、「第三者代弁人」は、本人のためになんらかの意思決定がなされようとしている場合、異議を申し述べる権利が認められている。関係者間で時間をかけた議論によっても争いが解決できない場合には、特定の意思決定を行うことが難しい人に関連するすべての問題についての専門裁判所であり、彼らの「最善の利益」の決定を行う代理人を任命する権限を持つ保護裁判所（The Court of Protection）に自ら審判の申立てを行うことも認められている。

我が国においては法的な措置としての「成年後見制度」がある。この制度は、後見人等が家庭裁判所の監督を受けながらであるが、個として権利擁護活動を行っており、この場合、本人の意思決定に対して、パターンリスティックな対応となる恐れが常に付きまとう。こうした点からも、法政大学の佐藤彰一教授がいうように、今後我が国においても「自己決定、最善利益（ベストインタレスト）、連帯性」に基づく権利擁護に関するチーム支援が行える仕組み作りが求められると考える。

丹羽 彩文（西部・比企地域支援センター）